

確 約 書

〔藤本 彰〕(以下「甲」という。)及び株式会社ジェイテック(以下「乙」という。)は、株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2022年11月25日に取得する予定の乙株式[10,000]株(以下「本件株式」という。)に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2022年11月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所(市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法(市場売却)等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡(売却)について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。


第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。


第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2022年11月1日

甲 (住 所) 静岡県菊川市 [REDACTED]
(氏 名) 藤本 彰 

乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰 

確 約 書

[村田 竜三] (以下「甲」という。) 及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。) は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。) の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2022年11月25日に取得する予定の乙株式[3,000]株 (以下「本件株式」という。) に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2022年11月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

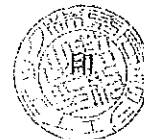
以 上

2022年11月1日

甲 (住 所) 東京都練馬区 [REDACTED]
(氏 名) 村田 竜三



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

[小川 典男] (以下「甲」という。) 及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。) は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。) の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2022年11月25日に取得する予定の乙株式[3,000]株 (以下「本件株式」という。) に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2022年11月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2022年11月1日

甲 (住 所) 静岡県静岡市 [REDACTED]
(氏 名) 小川 典男



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

[岩崎秀樹] (以下「甲」という。) 及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。) は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。) の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2022年11月25日に取得する予定の乙株式[3,000]株 (以下「本件株式」という。) に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2022年11月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

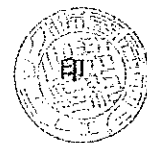
以 上

2022年11月1日

甲 (住 所) 千葉県松戸市 [REDACTED]
(氏 名) 岩崎秀樹



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

[播磨 紀彦] (以下「甲」という。) 及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。) は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。) の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2022年11月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。) に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2022年11月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。


第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。


第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2022年11月1日

甲 (住 所) 千葉県船橋市 [REDACTED]
(氏 名) 播磨 紀彦  印

乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰  印

確 約 書

[富田百恵] (以下「甲」という。)及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。)は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。)の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2022年11月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。)に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2022年11月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2022年11月1日

甲 (住 所) 東京都葛飾区 [住所不明]

(氏 名) 富田百恵



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

[弘中 美咲] (以下「甲」という。)及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。)は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。)の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2022年11月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。)に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2022年11月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2022年11月1日

甲 (住 所) 札幌市 [REDACTED]
(氏 名) 弘中 美咲



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

[西田和弘] (以下「甲」という。) 及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。) は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。) の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2022年11月25日に取得する予定の乙株式500株 (以下「本件株式」という。) に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2022年11月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

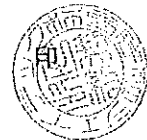
第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2022年11月1日

甲 (住 所) 千葉県習志野市
(氏 名) 西田和弘

乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

〔谷口 恵大〕(以下「甲」という。)及び株式会社ジェイテック(以下「乙」という。)は、株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2022年11月25日に取得する予定の乙株式100株(以下「本件株式」という。)に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2022年11月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所(市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法(市場売却)等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡(売却)について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2022年11月1日

甲 (住 所) 神奈川県横浜市

(氏 名) 谷口 恵大



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル

(名 称) 株式会社ジェイテック

(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

[西村朝予] (以下「甲」という。)及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。)は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。)の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2022年11月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。)に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2022年11月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。


第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。


第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2022年11月1日

甲 (住 所) 神奈川県川崎市 [REDACTED]
(氏 名) 西村朝予 

乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰 

確 約 書

【森中敦司】(以下「甲」という。)及び株式会社ジェイテック(以下「乙」という。)は、株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2022年11月25日に取得する予定の乙株式100株(以下「本件株式」という。)に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

- 第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2022年11月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所(市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法(市場売却)等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡(売却)について」の書面で乙に対して報告します。
- 2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。
- 3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2022年11月1日

甲 (住 所) 橋本市
(氏 名) 森中敦司



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

〔光石 久美子〕(以下「甲」という。)及び株式会社ジェイテック(以下「乙」という。)は、株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2022年11月25日に取得する予定の乙株式100株(以下「本件株式」という。)に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

- 第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2022年11月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所(市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法(市場売却)等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡(売却)について」の書面で乙に対して報告します。
- 2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。
- 3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2022年11月1日

甲 (住 所) 東京都中野区 [REDACTED]
(氏 名) 光石 久美子



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

[山本直人] (以下「甲」という。)及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。)は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。)の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2022年11月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。)に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

- 第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2022年11月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。
- 2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。
- 3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2022年11月1日

甲 (住 所) 千葉県浦安市 [REDACTED]
(氏 名) 山本直人



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

[遠藤 純太] (以下「甲」という。) 及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。) は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。) の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2022年11月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。) に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

- 第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2022年11月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。
- 2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。
- 3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

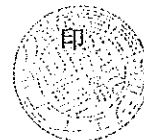
以 上

2022年11月1日

甲 (住 所) 東京都府中市 [REDACTED]
(氏 名) 遠藤 純太



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

[松倉史明] (以下「甲」という。)及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。)は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。)の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2022年11月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。)に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2022年11月25日から2年間に於いて、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間に於いて本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2022年11月1日

甲 (住 所) 東京都中央区
(氏 名) 松倉史明

東京都中央区

松倉史明



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

〔木村雅弘〕(以下「甲」という。)及び株式会社ジェイテック(以下「乙」という。)は、株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2022年11月25日に取得する予定の乙株式100株(以下「本件株式」という。)に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2022年11月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所(市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法(市場売却)等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡(売却)について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

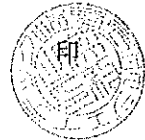
以 上

2022年11月1日

甲 (住 所) 東京都杉並区 [REDACTED]
(氏 名) 木村 雅弘



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

[五明 瑞貴] (以下「甲」という。)及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。)は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。)の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2022年11月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。)に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2022年11月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。


第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。


第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2022年11月1日

甲 (住 所) 千葉県市川市 [REDACTED]
(氏 名) 五明 瑞貴 

乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰 

確 約 書

〔狩野 朋〕(以下「甲」という。)及び株式会社ジェイテック(以下「乙」という。)は、株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2022年11月25日に取得する予定の乙株式100株(以下「本件株式」という。)に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2022年11月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所(市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法(市場売却)等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡(売却)について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。


第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。


第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2022年11月1日

甲 (住 所) 東京都文京区 [REDACTED]
(氏 名) 狩野 朋 

乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰 

確 約 書

[瀧島博和 (以下「甲」という。) 及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。) は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。) の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2022年11月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。) に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2022年11月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。


第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。


第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2022年11月1日

甲 (住 所) 愛知県名古屋市中区 [REDACTED]
(氏 名) 瀧島博和 

乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰 

確 約 書

[岡村 風花] (以下「甲」という。) 及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。) は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。) の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2022年11月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。) に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2022年11月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2022年11月1日

甲 (住 所) 愛知県名古屋府 [REDACTED]
(氏 名) 岡村 風花



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

[南地 佑太] (以下「甲」という。) 及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。) は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。) の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2022年11月25日に取得する予定の乙株式500株 (以下「本件株式」という。) に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2022年11月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2022年11月1日

甲 (住 所) 愛知県豊田市 [住所] [住所]
(氏 名) 南地 佑太



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

〔高橋 宣光〕(以下「甲」という。)及び株式会社ジェイテック(以下「乙」という。)は、株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2022年11月25日に取得する予定の乙株式500株(以下「本件株式」という。)に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2022年11月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所(市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法(市場売却)等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡(売却)について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

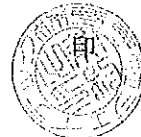
以 上

2022年11月1日

甲 (住 所) 静岡県磐田市
(氏 名) 高橋 宣光



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

〔柳澤幸兵〕(以下「甲」という。)及び株式会社ジェイテック(以下「乙」という。)は、株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2022年11月25日に取得する予定の乙株式100株(以下「本件株式」という。)に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2022年11月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所(市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法(市場売却)等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡(売却)について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2022年11月1日

甲 (住 所) 神奈川県相模原市 [REDACTED]
(氏 名) 柳澤 幸兵



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

〔江原紀行〕(以下「甲」という。)及び株式会社ジェイテック(以下「乙」という。)は、株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2022年11月25日に取得する予定の乙株式100株(以下「本件株式」という。)に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2022年11月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所(市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法(市場売却)等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡(売却)について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

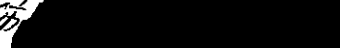



第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2022年11月1日

甲 (住 所) 埼玉県蕨市 
(氏 名) 江原 紀行  
乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰 



確 約 書

[橋本英明] (以下「甲」という。) 及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。) は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。) の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2022年11月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。) に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2022年11月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2022年11月1日

甲 (住 所) 大阪市 [REDACTED]
(氏 名) 橋本英明



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

[木谷 勝] (以下「甲」という。) 及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。) は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。) の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2022年11月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。) に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2022年11月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2022年11月1日

甲 (住 所) 茨城県日立市 [REDACTED]
(氏 名) 木谷 勝



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

[米原 舞夏] (以下「甲」という。) 及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。) は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。) の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2022年11月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。) に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2022年11月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。


第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。


第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2022年11月1日

甲 (住 所) 愛知県名古屋市 [住所] [住所]
(氏 名) 米原 舞夏 

乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰 

確 約 書

〔本城胤貴〕(以下「甲」という。)及び株式会社ジェイテック(以下「乙」という。)は、株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2022年11月25日に取得する予定の乙株式100株(以下「本件株式」という。)に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2022年11月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所(市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法(市場売却)等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡(売却)について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2022年11月1日

甲 (住 所) 茨城県ひたちなか市 [REDACTED]
(氏 名) 本城 胤貴



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

[佐野 拓夫] (以下「甲」という。) 及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。) は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。) の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2022年11月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。) に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2022年11月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。


第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。


第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2022年11月1日

甲 (住 所) 浜松市 [REDACTED]
(氏 名) 佐野 拓夫 

乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰 

確 約 書

【日永健一】(以下「甲」という。)及び株式会社ジェイテック(以下「乙」という。)は、株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2022年11月25日に取得する予定の乙株式100株(以下「本件株式」という。)に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2022年11月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所(市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法(市場売却)等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡(売却)について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2022年11月1日

甲 (住 所) 埼玉県川口市 [REDACTED]
(氏 名) 日永健一



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

[原田 裕幸] (以下「甲」という。)及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。)は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。)の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2022年11月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。)に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2022年11月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2022年11月1日

甲 (住 所) 兵庫県神戸市 [REDACTED]
(氏 名) 原田 裕幸



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

〔藤原克樹〕(以下「甲」という。)及び株式会社ジェイテック(以下「乙」という。)は、株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2022年11月25日に取得する予定の乙株式100株(以下「本件株式」という。)に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2022年11月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所(市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法(市場売却)等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡(売却)について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

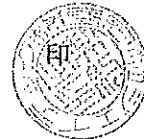
以 上

2022年11月1日

甲 (住 所)群馬県太田市
(氏 名)藤原克樹



乙 (住 所)東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP八重洲ビル
(名 称)株式会社ジェイテック
(代表者名)代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

[山元直樹] (以下「甲」という。)及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。)は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。)の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2022年11月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。)に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2022年11月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

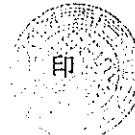
以 上

2022年11月1日

甲 (住 所) 大阪府堺市 [REDACTED]
(氏 名) 山元直樹



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

【**本山竜也**】（以下「甲」という。）及び株式会社ジェイテック（以下「乙」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2022年11月25日に取得する予定の乙株式100株（以下「本件株式」という。）に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2022年11月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所（市場売却の場合は「不明」とする）、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法（市場売却）等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡（売却）について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2022年11月1日

甲 (住 所) 愛知県春日市 [REDACTED]
(氏 名) 本山竜也



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

〔 糸 谷 恵 子 〕 (以下「甲」という。) 及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。) は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。) の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2022年11月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。) に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2022年11月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。


第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。


第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2022年11月1日

甲 (住 所) 岐阜県各務原市 [REDACTED]
(氏 名) 糸 谷 恵 子 

乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰 

確 約 書

〔高間浩一〕(以下「甲」という。)及び株式会社ジェイテック(以下「乙」という。)は、株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2022年11月25日に取得する予定の乙株式100株(以下「本件株式」という。)に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2022年11月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所(市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法(市場売却)等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡(売却)について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2022年11月1日

甲 (住 所) 広島県広島市 [REDACTED]
(氏 名) 高間浩一



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

【 利本 快 】 (以下「甲」という。) 及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。) は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。) の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2022年11月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。) に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

- 第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2022年11月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。
- 2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。
- 3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。


第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。


第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2022年11月1日

甲 (住 所) 神奈川県鎌倉市 [REDACTED]
(氏 名) 利本 快 

乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰 

確 約 書

[田中義朋] (以下「甲」という。) 及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。) は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。) の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2022年11月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。) に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2022年11月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

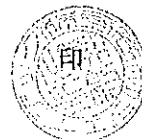
以 上

2022年11月1日

甲 (住 所) 東京都足立区 [REDACTED]
(氏 名) 田中義朋



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

[甲村信郎] (以下「甲」という。) 及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。) は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。) の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2022年11月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。) に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2022年11月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。


第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。


第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2022年11月1日

甲 (住 所) 千葉県船橋市 [REDACTED]
(氏 名) 甲村 信郎 

乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰 

確 約 書

[岩佐純子] (以下「甲」という。) 及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。) は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。) の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2022年11月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。) に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2022年11月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2022年11月1日

東京都葛飾区

甲 (住 所) [住所不明]
(氏 名)

岩佐純子

印

乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰

印



確 約 書

〔人見峰史〕(以下「甲」という。)及び株式会社ジェイテック(以下「乙」という。)は、株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2022年11月25日に取得する予定の乙株式100株(以下「本件株式」という。)に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2022年11月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所(市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法(市場売却)等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡(売却)について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。



第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2022年11月1日

甲 (住 所) 栃木県宇都宮市 
(氏 名) 人見峰史 

乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

[澤田 健二] (以下「甲」という。) 及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。) は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。) の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2022年11月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。) に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

- 第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2022年11月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。
- 2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。
- 3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2022年11月1日

甲 (住 所) 千葉県松戸市 [REDACTED]
(氏 名) 澤田 健二



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

[稲后好氏] (以下「甲」という。)及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。)は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。)の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2022年11月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。)に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2022年11月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。


第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。


第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2022年11月1日

甲 (住 所) 大塚市 [住所] [住所]
(氏 名) 稲后好氏 

乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰 

確 約 書

[吉川裕勝] (以下「甲」という。) 及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。) は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。) の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2022年11月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。) に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2022年11月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2022年11月1日

甲 (住 所) 千葉県船橋市 [REDACTED]
(氏 名) 吉川裕勝



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

〔澤口宣子〕(以下「甲」という。)及び株式会社ジェイテック(以下「乙」という。)は、株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2022年11月25日に取得する予定の乙株式100株(以下「本件株式」という。)に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2022年11月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所(市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法(市場売却)等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡(売却)について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2022年11月1日

甲 (住 所) 静岡県沼津市 [REDACTED]
(氏 名) 澤口 宣子



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

[石井忠次] (以下「甲」という。) 及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。) は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。) の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2022年11月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。) に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2022年11月25日から2年間に於いて、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2022年11月1日

甲 (住 所) 千葉県市川市 [REDACTED]
(氏 名) 石井忠次 (印)

乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰 (印)

確 約 書

[矢島 敦] (以下「甲」という。) 及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。) は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。) の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2022年11月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。) に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2022年11月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2022年11月1日

甲 (住 所) 埼玉県川口市 [REDACTED]
(氏 名) 矢島 敦 印

乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

【三井政明】(以下「甲」という。)及び株式会社ジェイテック(以下「乙」という。)は、株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2022年11月25日に取得する予定の乙株式100株(以下「本件株式」という。)に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

- 第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2022年11月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所(市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法(市場売却)等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡(売却)について」の書面で乙に対して報告します。
- 2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。
- 3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2022年11月1日

甲 (住 所) 東京都多摩市 [REDACTED]
(氏 名) 三井政明



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

[王燕琴] (以下「甲」という。)及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。)は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。)の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2022年11月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。)に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

- 第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2022年11月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。
- 2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。
- 3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。


第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。


第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2022年11月1日

甲 (住 所) 東京都江戸川区 [REDACTED]
(氏 名) 王燕琴 

乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰 

確 約 書

〔吉田蒼史〕(以下「甲」という。)及び株式会社ジェイテック(以下「乙」という。)は、株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2022年11月25日に取得する予定の乙株式100株(以下「本件株式」という。)に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

- 第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2022年11月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所(市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法(市場売却)等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡(売却)について」の書面で乙に対して報告します。
- 2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。
- 3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

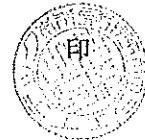
以 上

2022年11月1日

甲 (住 所) 松本市 [REDACTED]
(氏 名) 吉 田 蒼 史



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

[橋 純 一] (以下「甲」という。)及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。)は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。)の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2022年11月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。)に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2022年11月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

2022年11月1日

兵庫県神戸市

以上

甲 (住 所)
(氏 名)

橋 純 一



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

[佐藤 大樹] (以下「甲」という。)及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。)は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。)の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2022年11月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。)に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2022年11月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。


第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。


第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2022年11月1日

甲 (住 所) 静岡県浜松市 [REDACTED]
(氏 名) 佐藤 大樹 

乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰 

確 約 書

【古賀誠一】(以下「甲」という。)及び株式会社ジェイテック(以下「乙」という。)は、株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2022年11月25日に取得する予定の乙株式100株(以下「本件株式」という。)に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2022年11月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所(市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法(市場売却)等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡(売却)について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2022年11月1日

甲 (住 所) 福岡県福岡市 [REDACTED]
(氏 名) 古賀 誠一



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

【小山和久】(以下「甲」という。)及び株式会社ジェイテック(以下「乙」という。)は、株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2022年11月25日に取得する予定の乙株式100株(以下「本件株式」という。)に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2022年11月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所(市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法(市場売却)等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡(売却)について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。


第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。


第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2022年11月1日

甲 (住 所) 兵庫県西宮市 [REDACTED]
(氏 名) 小山和久 

乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰 

確 約 書

[橋本 芽依] (以下「甲」という。)及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。)は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。)の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2022年11月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。)に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

- 第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2022年11月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。
- 2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。
- 3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

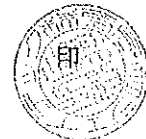
以 上

2022年11月1日

甲 (住 所) 埼玉県さいたま市
(氏 名) 橋本 芽依



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

[山田 将太] (以下「甲」という。) 及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。) は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。) の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2022年11月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。) に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

- 第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2022年11月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。
- 2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。
- 3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2022年11月1日

甲 (住 所) 茨城県土浦市 [REDACTED]
(氏 名) 山田 将太



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

[藤井 恒太郎] (以下「甲」という。) 及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。) は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。) の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2022年11月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。) に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2022年11月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2022年11月1日

甲 (住 所) 大阪府枚方市 [REDACTED]
(氏 名) 藤井 恒太郎



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

[水上智貴] (以下「甲」という。)及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。)は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。)の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2022年11月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。)に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

- 第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2022年11月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。
- 2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。
- 3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

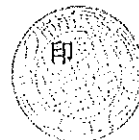
以 上

2022年11月1日

甲 (住 所) 石川県金沢市 [REDACTED]
(氏 名) 水上 智貴



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

【工藤 史明】(以下「甲」という。)及び株式会社ジェイテック(以下「乙」という。)は、株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2022年11月25日に取得する予定の乙株式100株(以下「本件株式」という。)に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2022年11月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所(市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法(市場売却)等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡(売却)について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

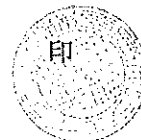
以 上

2022年11月1日

甲 (住 所) 大阪府池田市
(氏 名) 工藤 史明



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

【百瀬広靖】(以下「甲」という。)及び株式会社ジェイテック(以下「乙」という。)は、株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2022年11月25日に取得する予定の乙株式100株(以下「本件株式」という。)に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2022年11月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所(市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法(市場売却)等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡(売却)について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2022年11月1日

甲 (住 所) 大阪府 大阪市 [REDACTED]
(氏 名) 百瀬 広靖



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

【中村 敬三】(以下「甲」という。)及び株式会社ジェイテック(以下「乙」という。)は、株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2022年11月25日に取得する予定の乙株式100株(以下「本件株式」という。)に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2022年11月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所(市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法(市場売却)等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡(売却)について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2022年11月1日

甲 (住 所) 大阪府堺市
(氏 名) 中村 敬三



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

[岩井 聡] (以下「甲」という。)及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。)は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。)の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2022年11月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。)に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2022年11月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2022年11月1日

甲 (住 所) 大阪府枚方市 [REDACTED]
(氏 名) 岩井 聡



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

【草野真人】(以下「甲」という。)及び株式会社ジェイテック(以下「乙」という。)は、株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2022年11月25日に取得する予定の乙株式100株(以下「本件株式」という。)に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2022年11月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所(市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法(市場売却)等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡(売却)について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

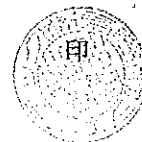
以 上

2022年11月1日

甲 (住 所) 大阪府吹田市 [REDACTED]
(氏 名) 草野 真人



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

[幸田 英樹] (以下「甲」という。) 及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。) は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。) の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2022年11月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。) に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2022年11月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2022年11月1日

甲 (住 所) 京都市長岡京市 [REDACTED]
(氏 名) 幸田 英樹



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

[橋 恵太] (以下「甲」という。)及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。)は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。)の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2022年11月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。)に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2022年11月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2022年11月1日

兵庫県神戸市

甲 (住 所) ラフォンテ春日野道 605
(氏 名) 橋 恵太



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

[小井沼昌昭] (以下「甲」という。)及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。)は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。)の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2022年11月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。)に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

- 第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2022年11月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。
- 2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。
- 3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2022年11月1日

甲 (住 所) 京都市京都市
(氏 名) 小井沼昌昭



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

〔平井邦幸〕（以下「甲」という。）及び株式会社ジェイテック（以下「乙」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2022年11月25日に取得する予定の乙株式100株（以下「本件株式」という。）に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

- 第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2022年11月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所（市場売却の場合は「不明」とする）、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法（市場売却）等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡（売却）について」の書面で乙に対して報告します。
- 2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。
- 3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

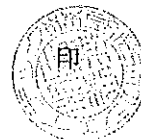
以 上

2022年11月1日

甲 (住 所) 奈良県五條市
(氏 名) 平井邦幸



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

〔宮之前入地〕(以下「甲」という。)及び株式会社ジェイテック(以下「乙」という。)は、株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2022年11月25日に取得する予定の乙株式100株(以下「本件株式」という。)に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2022年11月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所(市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法(市場売却)等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡(売却)について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2022年11月1日

甲 (住 所) 兵庫県神戸市
(氏 名) 宮之前 入地



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

[狩 裕 樹] (以下「甲」という。) 及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。) は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。) の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2022年11月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。) に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2022年11月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2022年11月1日

甲 (住 所) 大阪府池田市 [REDACTED]
(氏 名) 狩 裕 樹



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

[野村香奈] (以下「甲」という。)及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。)は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。)の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2022年11月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。)に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2022年11月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。


第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。


第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2022年11月1日

甲 (住 所) 大阪府高槻市 [REDACTED]
(氏 名) 野村香奈 

乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰 

確 約 書

〔高尾美德〕(以下「甲」という。)及び株式会社ジェイテック(以下「乙」という。)は、株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2022年11月25日に取得する予定の乙株式100株(以下「本件株式」という。)に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2022年11月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所(市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法(市場売却)等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡(売却)について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2022年11月1日

甲 (住 所) 奈良県奈良市 [住所] [住所]
(氏 名) 高尾美德



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

[上野 佑馬] (以下「甲」という。) 及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。) は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。) の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2022年11月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。) に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2022年11月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。


第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。


第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2022年11月1日

甲 (住 所) 東京都国分寺市 [REDACTED]
(氏 名) 上野 佑馬 

乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰 

確 約 書

【田本建二】(以下「甲」という。)及び株式会社ジェイテック(以下「乙」という。)は、株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2022年11月25日に取得する予定の乙株式100株(以下「本件株式」という。)に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2022年11月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所(市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法(市場売却)等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡(売却)について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2022年11月1日

甲 (住 所) 千葉県四街道市 [REDACTED]
(氏 名) 田本 建二



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

[相原 卓也] (以下「甲」という。) 及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。) は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。) の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2022年11月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。) に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2022年11月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2022年11月1日

甲 (住 所) 千葉県千葉市 [REDACTED]
(氏 名) 相原 卓也



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

[藤嶋法康] (以下「甲」という。) 及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。) は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。) の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2022年11月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。) に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2022年11月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2022年11月1日

甲 (住 所) 東京都町田市 [REDACTED]
(氏 名) 藤嶋法康

乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

【相原 正治】(以下「甲」という。)及び株式会社ジェイテック(以下「乙」という。)は、株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2022年11月25日に取得する予定の乙株式100株(以下「本件株式」という。)に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2022年11月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所(市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法(市場売却)等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡(売却)について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。


第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。


第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2022年11月1日

甲 (住 所) 神奈川県川崎市 [REDACTED]
(氏 名) 相原 正治 

乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰 

確 約 書

〔松本雄一〕(以下「甲」という。)及び株式会社ジェイテック(以下「乙」という。)は、株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2022年11月25日に取得する予定の乙株式100株(以下「本件株式」という。)に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

- 第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2022年11月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所(市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法(市場売却)等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡(売却)について」の書面で乙に対して報告します。
- 2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。
- 3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。


第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。


第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2022年11月1日

甲 (住 所) 岐阜県岐阜市 [REDACTED]
(氏 名) 松本雄一 

乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰 

確 約 書

[佐藤 孝] (以下「甲」という。)及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。)は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。)の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2022年11月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。)に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2022年11月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2022年11月1日

甲 (住 所) 愛知県名古屋市中区
(氏 名) 佐藤 孝



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

【 亀井正典 】(以下「甲」という。)及び株式会社ジェイテック(以下「乙」という。)は、株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2022年11月25日に取得する予定の乙株式100株(以下「本件株式」という。)に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2022年11月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所(市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法(市場売却)等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡(売却)について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2022年11月1日

甲 (住 所) 愛知県東海市 [REDACTED]
(氏 名) 亀井正典



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

[横田伸治] (以下「甲」という。) 及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。) は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。) の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2022年11月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。) に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2022年11月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

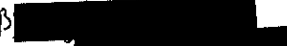


第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。


第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2022年11月1日

甲 (住 所) 愛知県 
(氏 名) 横田 伸治  

乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰 

確 約 書

〔不村壽伸〕(以下「甲」という。)及び株式会社ジェイテック(以下「乙」という。)は、株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2022年11月25日に取得する予定の乙株式100株(以下「本件株式」という。)に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2022年11月25日から2年間に於いて、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所(市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法(市場売却)等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡(売却)について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間に於いて本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2022年11月1日

甲 (住 所) 愛知県小牧市
(氏 名) 不村壽伸



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

[高橋 徳貴] (以下「甲」という。) 及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。) は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。) の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2022年11月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。) に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

- 第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2022年11月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。
- 2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。
- 3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

2022年11月1日

甲 (住 所) 愛知県あま市 [住所] [住所]
(氏 名) 高橋 徳貴

乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

[伊藤 近海] (以下「甲」という。) 及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。) は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。) の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2022年11月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。) に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2022年11月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。


第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。


第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2022年11月1日

甲 (住 所) 愛知県名古屋市中区
(氏 名) 伊藤 近海 

乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰 

確 約 書

[浅田 章元] (以下「甲」という。) 及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。) は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。) の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2022年11月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。) に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2022年11月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。


第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。


第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2022年11月1日

甲 (住 所) 愛知県一宮市 [REDACTED]
(氏 名) 浅田 章元 

乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰 

確 約 書

[小塚 忠] (以下「甲」という。) 及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。) は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。) の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2022年11月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。) に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2022年11月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2022年11月1日

甲 (住 所) 愛知県豊明市 [REDACTED]
(氏 名) 小塚 忠



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

【町田 祐輔】(以下「甲」という。)及び株式会社ジェイテック(以下「乙」という。)は、株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2022年11月25日に取得する予定の乙株式100株(以下「本件株式」という。)に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2022年11月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所(市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法(市場売却)等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡(売却)について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2022年11月1日

甲 (住 所) 東京都八王子市 [REDACTED]
(氏 名) 町田 祐輔



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

[徳永賢一] (以下「甲」という。) 及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。) は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。) の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2022年11月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。) に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2022年11月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。


第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。


第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2022年11月1日

甲 (住 所) 埼玉県白岡市 [REDACTED]
(氏 名) 徳永賢一 

乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰 

確 約 書

[白井 努] (以下「甲」という。)及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。)は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。)の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2022年11月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。)に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2022年11月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

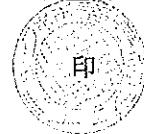
以 上

2022年11月1日

甲 (住 所) 埼玉県飯能市 [REDACTED]
(氏 名) 白井 努



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

[瀧能 正弘] (以下「甲」という。) 及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。) は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。) の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2022年11月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。) に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2022年11月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2022年11月1日

甲 (住 所) 東京都昭島市 [REDACTED]
(氏 名) 瀧能 正弘



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

[清田 徳敬] (以下「甲」という。) 及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。) は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。) の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2022年11月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。) に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2022年11月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

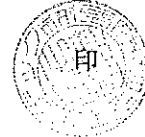
以 上

2022年11月1日

甲 (住 所) 静岡県浜松市
(氏 名) 清田 徳敬



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

【**い瀬由祐**】(以下「甲」という。)及び株式会社ジェイテック(以下「乙」という。)は、株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2022年11月25日に取得する予定の乙株式100株(以下「本件株式」という。)に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2022年11月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所(市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法(市場売却)等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡(売却)について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2022年11月1日

甲 (住 所) 静岡県浜松市
(氏 名) い瀬由祐



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

[堀 順一] (以下「甲」という。) 及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。) は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。) の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2022年11月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。) に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2022年11月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2022年11月1日

甲 (住 所) 静岡県浜松市 [REDACTED]
(氏 名) 堀 順一 (堀)

乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰 (印)

確 約 書

[安形 和晃] (以下「甲」という。)及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。)は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。)の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2022年11月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。)に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2022年11月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。


第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。


第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2022年11月1日

甲 (住 所) 静岡県浜松市 [REDACTED]
(氏 名) 安形 和晃 

乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰 

確 約 書

[工藤隆幸] (以下「甲」という。) 及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。) は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。) の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2022年11月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。) に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2022年11月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。


第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。


第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2022年11月1日

甲 (住 所) 静岡県浜松市 [REDACTED]
(氏 名) 工藤隆幸 

乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰 

確 約 書

[福田圭佐] (以下「甲」という。) 及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。) は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。) の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2022年11月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。) に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2022年11月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2022年11月1日

甲 (住 所) 静岡県浜松市 [REDACTED]

(氏 名) 福田 圭佐



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル

(名 称) 株式会社ジェイテック

(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

【藤原 貴彦】(以下「甲」という。)及び株式会社ジェイテック(以下「乙」という。)は、株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2022年11月25日に取得する予定の乙株式100株(以下「本件株式」という。)に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

- 第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2022年11月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所(市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法(市場売却)等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡(売却)について」の書面で乙に対して報告します。
- 2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。
- 3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2022年11月1日

甲 (住 所)
(氏 名)

静岡県浜松市

藤原 貴彦

印

乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

[石川 勝己] (以下「甲」という。) 及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。) は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。) の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2022年11月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。) に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2022年11月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2022年11月1日

甲 (住 所) 静岡県浜松市 [REDACTED]
(氏 名) 石川 勝己



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

〔北原 和希〕(以下「甲」という。)及び株式会社ジェイテック(以下「乙」という。)は、株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2022年11月25日に取得する予定の乙株式100株(以下「本件株式」という。)に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2022年11月25日から2年間に於いて、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所(市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法(市場売却)等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡(売却)について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2022年11月1日

甲 (住 所) 静岡県浜松市 [REDACTED]
(氏 名) 北原 和希 (印)

乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰 (印)

確 約 書

【澤野 昇】(以下「甲」という。)及び株式会社ジェイテック(以下「乙」という。)は、株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2022年11月25日に取得する予定の乙株式100株(以下「本件株式」という。)に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

- 第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2022年11月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所(市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法(市場売却)等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡(売却)について」の書面で乙に対して報告します。
- 2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。
- 3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

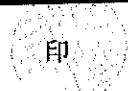
第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。


第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2022年11月1日

甲 (住 所) 静岡県浜松市 [REDACTED]
(氏 名) 澤野 昇 

乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰 

確 約 書

[渥美範幸] (以下「甲」という。) 及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。) は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。) の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2022年11月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。) に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2022年11月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2022年11月1日

甲 (住 所) 静岡県湖西市 [REDACTED]
(氏 名) 渥美範幸 印

乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

【~~松場努~~】(以下「甲」という。)及び株式会社ジェイテック(以下「乙」という。)は、株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2022年11月25日に取得する予定の乙株式100株(以下「本件株式」という。)に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2022年11月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所(市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法(市場売却)等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡(売却)について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2022年11月1日

甲 (住 所) 静岡県浜松市
(氏 名) 松場努



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

【日下部 健一】(以下「甲」という。)及び株式会社ジェイテック(以下「乙」という。)は、株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2022年11月25日に取得する予定の乙株式100株(以下「本件株式」という。)に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2022年11月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所(市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法(市場売却)等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡(売却)について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2022年11月1日

甲 (住 所) 静岡県静岡市清水区 [REDACTED]
(氏 名) 日下部 健一 (印)

乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰 (印)

確 約 書

[鈴木健司] (以下「甲」という。)及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。)は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。)の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2022年11月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。)に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2022年11月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却)等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却)について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

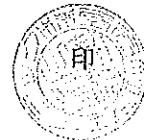
以 上

2022年11月1日

甲 (住 所) 静岡県浜松市 [REDACTED]
(氏 名) 鈴木 健司



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

【田中 健寛】（以下「甲」という。）及び株式会社ジェイテック（以下「乙」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2022年11月25日に取得する予定の乙株式100株（以下「本件株式」という。）に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2022年11月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所（市場売却の場合は「不明」とする）、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法（市場売却）等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡（売却）について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。


第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。


第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2022年11月1日

甲 (住 所) 茨城県笠間市 [REDACTED]
(氏 名) 田中 健寛 

乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰 

確 約 書

[矢部 勇希] (以下「甲」という。) 及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。) は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。) の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2022年11月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。) に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

- 第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2022年11月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。
- 2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。
- 3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2022年11月1日

甲 (住 所) 矢部 勇希
(氏 名) 矢部 勇希



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

[豊田 周作] (以下「甲」という。) 及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。) は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。) の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2022年11月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。) に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

- 第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2022年11月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。
- 2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。
- 3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。


第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。


第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2022年11月1日

甲 (住 所) 栃木県芳賀郡 [REDACTED]
(氏 名) 豊田 周作 

乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰 

確 約 書

[佐藤秀斗] (以下「甲」という。) 及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。) は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。) の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2022年11月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。) に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2022年11月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2022年11月1日

甲 (住 所) 栃木県宇都宮市 [REDACTED]
(氏 名) 佐藤秀斗



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

[長谷川 広樹] (以下「甲」という。) 及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。) は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。) の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2022年11月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。) に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2022年11月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。


第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。


第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2022年11月1日

甲 (住 所) 茨城県土浦市 [REDACTED]
(氏 名) 長谷川 広樹 

乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰 

確 約 書

〔佐藤正博〕(以下「甲」という。)及び株式会社ジェイテック(以下「乙」という。)は、株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2022年11月25日に取得する予定の乙株式100株(以下「本件株式」という。)に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2022年11月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所(市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法(市場売却)等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡(売却)について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。


第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

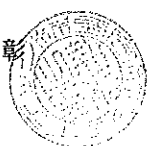

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2022年11月1日

甲 (住 所) 栃木県小山市
(氏 名) 佐藤正博 

乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰  

確 約 書

[神野 翔太] (以下「甲」という。) 及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。) は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。) の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2022年11月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。) に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2022年11月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。


第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。


第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2022年11月1日

甲 (住 所) 茨城県日神 [REDACTED]
(氏 名) 神野 翔太 

乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰 

確 約 書

【石川淳】(以下「甲」という。)及び株式会社ジェイテック(以下「乙」という。)は、株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2022年11月25日に取得する予定の乙株式100株(以下「本件株式」という。)に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

- 第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2022年11月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所(市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法(市場売却)等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡(売却)について」の書面で乙に対して報告します。
- 2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。
- 3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

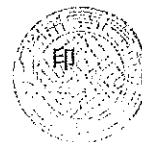
以 上

2022年11月1日

甲 (住 所) 栃木県宇都宮市 [REDACTED]
(氏 名) 石川 淳



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

[鈴木雄太] (以下「甲」という。)及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。)は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。)の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2022年11月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。)に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2022年11月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

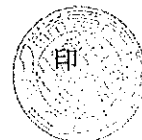
2022年11月1日

甲 (住 所) [住所] (氏 名) 鈴木雄太

茨城県ひたすか市 [住所]



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP八重洲ビル (名 称) 株式会社ジェイテック (代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

[高木陽子] (以下「甲」という。)及び株式会社ジェイテック (以下「乙」という。)は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。)の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2022年11月25日に取得する予定の乙株式100株 (以下「本件株式」という。)に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2022年11月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所 (市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法 (市場売却) 等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡 (売却) について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2022年11月1日

甲 (住 所) 千葉県柏市 [REDACTED]
(氏 名) 高木陽子



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

【西山直樹】(以下「甲」という。)及び株式会社ジェイテック(以下「乙」という。)は、株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2022年11月25日に取得する予定の乙株式100株(以下「本件株式」という。)に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2022年11月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所(市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法(市場売却)等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡(売却)について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。


第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2022年11月1日

甲 (住 所) 横浜市
(氏 名) 西山直樹



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰



確 約 書

〔佐藤 凌太 〕(以下「甲」という。)及び株式会社ジェイテック(以下「乙」という。)は、株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2022年11月25日に取得する予定の乙株式100株(以下「本件株式」という。)に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2022年11月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所(市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法(市場売却)等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡(売却)について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。


第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。


第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2022年11月1日

甲 (住 所) 神奈川県藤沢市 [REDACTED]
(氏 名) 佐藤 凌太 

乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰 

確 約 書

〔青木康介〕(以下「甲」という。)及び株式会社ジェイテック(以下「乙」という。)は、株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づいて、甲が乙から割当を受けて2022年11月25日に取得する予定の乙株式100株(以下「本件株式」という。)に関して、以下のとおり確約します。

※本文中にある譲渡という文言は、売却と同意義で読み替えてください。

第1条 甲は、本件株式の割当を受け取得する日である2022年11月25日から2年間において、本件株式を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所(市場売却の場合は「不明」とする)、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法(市場売却)等の乙が求める事項を、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡(売却)について」の書面で乙に対して報告します。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面で報告します。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意します。

第2条 甲が前条第1項に定める期間内に退職することとなった場合には、退職日までに本件株式を譲渡したうえで、退職日までに前条第1項に規定する内容を乙に報告することに同意します。

第3条 第1条第1項に規定する期間内に、乙が法令に基づく振替口座簿の写しなど本件株式の所有状況について確認できる書面を甲に請求した場合は、甲は乙に対して直ちに書面を提示します。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知します。また、同規定の定めるところにより、乙が東証に対して負う義務を履行するに当たり、乙が甲に対して必要な協力を求めた場合には、甲はこれに誠実に対応することに同意します。

第5条 甲は、本確約書が締結した後、乙が東証にその写しを直ちに提出すること、及び、東証が本書面を公衆の縦覧に供することに同意します。

以 上

2022年11月1日

甲 (住 所) 北海道札幌市
(氏 名) 青木康介



乙 (住 所) 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP 八重洲ビル
(名 称) 株式会社ジェイテック
(代表者名) 代表取締役社長 藤本 彰

